

行政手続法第6条の規定による中部近畿産業保安監督部長の処分に係る標準処理期間

H24.9.19

金属鉱業等鉱害対策特別措置法
(昭和四十八年法律第二十六号)

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則第12条第1項に基づく鉱害防止積立金分割積立申請の承認	15日	1月
金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則第19条第4項に基づく鉱害防止積立金取り戻し金額の確認書の交付	15日	1月